

令和4年2月16日  
開会 10時00分

○江上議長

みなさまおはようございます。定例会の開会に先立ちまして、議長としてご挨拶を申し上げます。

さて、オミクロン株の急激な感染拡大が進んでおります。そこで、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、議事運営を行いたいと思っております。その具体策といたしまして、飛沫感染防止スタンドの設置、また、1時間めどに会議室の換気、さらに、議案に応じた執行部の入替えを行い、会議室入室者数の抑制を図りながら、会議を進めたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を願います。そして円滑な議事運営を行うため、議員各位におかれましては、質疑及び討論、執行部各位におかれましては、議案説明及び答弁を、簡潔かつ明確に行っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、定足数の確認をいたします。議員定数16人中、ただいまの出席議員は15人で定足数に達しております。したがいまして、令和4年第1回宗像地区事務組合議会定例会は成立をいたしましたので、ここに開会いたします。

直ちに会議を開きます。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、会議事件説明のため、伊豆組合長はじめ関係職員各位の出席を求めております。

本日の議事日程は、一般質問の提出はありませんでしたので、事前に配付したとおりでございます。

これより日程に入ります。日程第1「会議録署名議員」の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定に基づき、9番森田卓也議員、10番横山良雄議員を指名いたします。

次に日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。従いまして、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に日程第3「諸報告及び提案概要説明」を行います。伊豆組合長から、令和4年第1回定例会招集に当たり、報告事項があればお受けいたします。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆様改めまして、おはようございます。議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

従前より引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながらの議会開催となりますので、何とぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。

さて、本日の定例会では、10件の議案について、ご審議をお願いするものであります。

第1号議案は、国の個人情報保護制度の見直しに伴い、個人情報保護条例の一部を改正するものです。

第2号議案及び第3号議案は、本木簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもの、及び、本木簡易水道給水条例を制定するものです。

第4号議案から第10号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、本木簡易水道事業会計、水道事業会計における令和3年度補正予算及び令和4年度予算です。一般会計において

は、し尿処理場撤去事業や福津消防署整備事業、急患センター事業特別会計においては、現況から見込まれる診療収入及び財源補填のための、構成市からの負担金、水道事業会計においては、北九州市への包括業務委託料や、多礼浄水場電気設備更新工事、配水管布設替工事、本木簡易水道事業会計においては、配水管布設替工事などを計上しております。

以上、いずれも重要な案件でございますので、何とぞご審議くださいまして、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○江上議長

日程第4 第1号議案「宗像地区事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

おはようございます。事務局長の堤でございます。

第1号議案について説明をいたします。議案書の1の1ページをお開きください。

第1号議案 宗像地区事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

次に、提案理由でございます。デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）交付に伴い、宗像地区事務組合個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは内容について、新旧対照表により説明いたします。1の2ページをお開きください。

国の個人情報保護制度の改正に伴いまして、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律等が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されます。それに伴いまして、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律を、個人情報の保護に関する法律に改正し、個別識別符号に関する定義を規定した条項第2条第3項を第2条第2項に、要配慮の個人情報に関する定義を規定した条項第20条第4項を第2条第3項に改正するものです。

施行期日については、令和4年4月1日としています。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので討論を終結します。

これより、第1号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第2号議案「宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」及び、日程第6 第3号議案「宗像地区事務組合本木簡易水道給水条例の制定について」の2議案につきましては、関連がございますので、一括上程といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第2号議案、第3号議案について説明をいたします。議案書の2の1ページをお開きください。

第2号議案 宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

提案理由でございます。令和4年4月から、本木簡易水道事業へ地方公営企業法を適用することに伴い、関係条例の一部を改正し、または廃止する必要が生じたため、条例案を提出するものです。

本議案は、総務省の指導により、令和4年4月から、本木簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用するため、法適用事業について規定する水道事業の設置等に関する条例に、本木簡易水道事業の内容を追加した上で、法非適用事業について規定する簡易水道事業設置条例を廃止し、関連する2条例を改正するものです。

現在、本木簡易水道事業は特別会計を設け、一般会計と同様に現金主義、単式簿記で会計処理を行っていますが、今後は、水道事業会計と同様に発生主義、複式簿記での会計処理を行うことになります。なお、平成31年4月に法適用した大島簡易水道事業は、水道事業と会計を統合していますが、本木簡易水道事業につきましては、他地区と料金体系が大きく異なることから、引き続き単独で会計を持つこととしています。

続きまして、条例の改正内容について、新旧対照表に沿って説明いたします。議案書の2の3ページをお開きください。

まず、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の改正です。第2条から第4条まで、この条例の対象事業に、本木簡易水道事業を加えています。これにより、対象の簡易水道事業が2事業となったため、それぞれ、大島簡易水道事業、本木簡易水道事業としています。

また、2の4ページ、第6条で、本木簡易水道事業を除き、水道事業と大島簡易水道事業とで、一つの会計を設けることとしています。なお、当組合では、第5条第1項において、地方公営企業法第7条ただし書の規定により、管理者を置かないと規定し、組合長がその権限を行っていますので、このことを明確にする規定とするため、第5条第2項を改めています。

この改正に伴い、対象とする法非適用事業がなくなるため、宗像地区事務組合簡易水道事業設置条例は廃止します。

次に、2の5ページ、宗像地区水道事業水道給水条例の改正です。設置条例と同様に組合長が管理者の権限を行うことを明確に規定したほか、軽微な修正を行っています。

2の6ページをお開きください。宗像地区事務組合特別会計条例です。本木簡易水道事業の法適用に伴い、特別会計条例の対象となる会計が急患センター事業のみとなりましたので、第1条の規定を改めるものです。

引き続き、第3号議案を説明いたします。議案書の3の1ページをお開きください。

第3号議案 宗像地区事務組合本木簡易水道事業給水条例の制定について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

提案理由でございます。令和4年4月から本木簡易水道事業へ、地方公営企業法を適用することに伴い、水道法第14条の規定に基づき、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるため、条例案を提出するものである。

本議案は、本木簡易水道の地方公営企業法適用に伴い、法適用事業として、水道法第14条の規定に基づき、料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件を新たに定めるものです。料金や費用の負担について、従来と変更はありませんが、権限が組合長から公営企業の管理者へと変更になります。

なお、この条例の制定に伴い、従前の宗像地区事務組合簡易水道給水条例は廃止するものです。

これら条例改正、新規制定の条例の施行は、令和4年4月1日を予定しています。

以上で、第2号議案及び第3号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○江上議長

2議案に対する一括質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、第2号議案に対する討論をお受けいたします。ご意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第2号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第2号議案は原案のとおり可決されました。

引き続き、第3号議案に対する討論をお受けいたします。ご意見ございませんか。

(なしの声)

#### ○江上議長

ないようですので討論を終結します。

これより、第3号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第3号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。議員の皆様は、ご着席のままお待ちください。

(休 憩)

## ○江上議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 第4号議案「令和3年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第4号議案を説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

第4号議案 令和3年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第4号)について

令和3年度宗像地区事務組合一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

まず、今回の補正予算の概要について、3点申し上げます。1点目は、整理補正といたしまして、人件費や入札執行残等に伴う不用額の減額補正と、その財源である関係市負担金の減額補正です。2点目は、消防事業の消防本部庁舎等更新事業費、福津消防署の用地買収の進捗状況に伴い、関連する事業費の繰越しに係る補正です。3点目は、4月1日から履行しなければならない業務において、令和3年度内に入札を執行する必要がある事業について、債務負担行為を補正するものです。

では、補正予算の説明に入ります。一般会計補正予算書第4号1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,687万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億185万5,000円とするものです。

2ページ、3ページをお開きください。歳入につきまして、1款分担金負担金は、補正前の額19億3,577万7,000円から4,157万5,000円を減額し、18億9,420万2,000円とするものです。8款組合債は補正前の額2億30万円から2,530万円を減額し、1億7,500万円とするものです。歳出につきまして、3款衛生費は、補正前の額1億6,388万1,000円から299万8,000円を減額し、1億6,088万3,000円とするものです。4款消防費は補正前の額17億8,302万2,000円から6,387万7,000円を減額し、17億1,914万5,000円とするものです。それぞれの補正内容につきましては後ほど事項別明細書に沿って説明いたします。

4ページをお願いします。第2表繰越明許費補正です。4款消防費、1項消防費の消防本部庁舎等更新事業費、1億6,888万9,000円を繰り越すものです。令和3年度は実施設計、用地購入、埋蔵文化財調査等を行い、令和4年度において造成工事等を行う予定でしたが、用地購入におきまして、個別説明を隨時行うとともに、地権者の意向により合同での説明会、交渉の場を設定し、これまでに4回開催いたしましたが、現段階では交渉を継続している状況です。用地購入の進捗状況を踏まえ、令和3年度内での執行が厳しい状況であることから、土地購入費、立木補償金、埋蔵文化財調査委託料等の事業を繰越しするものです。引き続き粘り強く交渉を継続し、以降のスケジュールを再構築してまいります。

次に、5ページ、第3表債務負担行為でございます。受水槽及び貯留槽清掃業務委託、清掃汚泥処理業務委託については、4月当初から業務が発生し、入札に付す業務となり、令和3年度内に入札執行する必要があるため、第3表に記載のとおりの額を債務負担行為として計上しております。令和3年度内に入札業務を執り行うもので、業務は令和4年度からになります。

続きまして、6ページ、第4表地方債補正でございます。第4表ですが、上段が補正前、下段が補正後で、変更箇所は下線部分となります。補正前後ともに、表の1段目2段目につきましては、高規格救急自動車1台の更新に係るものです。事業の完了に伴い、起債対象事業費を精査したところ、不

用額を生じましたので、おのの、表に記載のとおりの額に減額するものです。補正後の表の3段目、4段目につきましては、福津消防署建設に係るものです。県と協議した結果、充当率、地方交付税交付金算入率が有利な緊急防災・減災事業債を活用することが出来ましたので、緊急防災・減災事業債として1億1,150万円、一般単独事業債として3,440万円を計上するものです。これらの補正により、地方債の限度額計を2億30万円から1億7,500万円とするものです。

次に、事項別明細書により補正内容について説明いたします。まず歳入の説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、3目衛生費負担金において、補正前の額1億3,180万5,000円から299万8,000円を減額し、1億2,880万7,000円とするものです。補正額は、歳出において説明をしますが、清掃費における入札執行残等に伴う歳出不用額による減です。福津市の負担金が299万8,000円減の9,205万1,000円としております。同じく、1款4目消防費負担金において、補正前の額17億6,630万6,000円から3,857万7,000円を減額し、17億2,772万9,000円とするものです。

同じく歳出において説明をしますが、消防費の歳出不用額に伴う減、入札執行残、地方債において充当率が高い緊急防災・減災事業債を活用することに伴う減を合算したものになります。宗像市の負担金が2,211万5,000円減の9億9,041万5,000円、福津市の負担金が1,646万2,000円減の7億3,731万4,000円としております。

次に、8款組合債は、補正前の額2億30万円から2,530万円を減額し、1億7,500万円とするものです。補正内容については、第4表地方債で説明したとおりとなります。

続きまして歳出の説明に入ります。14ページ、15ページをお開きください。

3款衛生費、2項清掃費は、299万8,000円を減額しています。15ページ説明欄の上段、細目3 し尿処理場管理運営事業の12節委託料 し尿処理施設管理委託料で220万8,000円を減額しています。し尿処理施設の管理委託については、随意契約となります。当初予算を下回る価格での契約締結となり、不用額220万8,000円を減額しています。

同じく、12節委託料 し尿処理施設保守点検料で、入札執行残等により79万円を減額しています。続きまして4款消防費は、6,387万7,000円を減額しています。15ページ説明欄、細目1職員人件費は1,905万2,000円を減額しています。内訳は、2節給料260万1,000円、3節職員手当等1,556万1,000円、4節共済費89万円をそれぞれ減額しています。

16ページ、17ページをお開きください。

説明欄上欄の細目19 救急車更新事業費につきましては、事業の完了に伴い不用額が生じましたので、312万7,000円を減額しています。細目20 消防本部庁舎等更新事業費については、先ほど説明いたしました縫越明許費のほか、4,169万8,000円を減額しています。11節役務費の収用認定手数料については、税務署との協議により必要ないとの見解を得たため、全額を減額しています。12節委託料の実施設計業務委託料は、入札執行残等を減額しています。

次の18ページから21ページまでは、給与費明細書を掲載しています。

22ページ、23ページに債務負担行為に係る令和3年度以降の支出予定額等の調書を掲載しています。

次に、24ページ、25ページをお開きください。地方債現在高の見込みに関する調書です。今回の地方債の補正に伴う変更箇所に下線を引いています。

以上で、令和3年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。秦議員。

○秦議員

2番秦でございます。先ほど福津消防署の件で交渉が難航しているということでございますが、この難航している原因とかはおわかりですか。それともう一つ、この遅れるということで、完成予定も遅れるということで、よろしいんですか。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

交渉が難航している点につきまして、地権者の方々は事業自体には賛成という形でございますけども、用地の価格について、納得いただいてないというところで、その点で粘り強く今後交渉していきたいと思っております。スケジュールでございますけども、用地購入が遅れておりますので、全体スケジュールも遅れるようになっているということでございます。

○江上議長

秦議員。

○秦議員

用地の購入費の難航ということですが、今後、土地の購入代を上げるということとかは考えられているんですか。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

基本的には、鑑定士を介した価格でやっておりますので、現状の価格でいくということがございます。あと考えられるのは、時点修正、公示価格等の変更もございますので、そういったことが考えられるかと思います。以上です。

○江上議長

他にございませんか。中村清隆議員。

○中村議員

用地鑑定士が入ったということですが、近辺では法務局とかですね、以前土地の購入をされているところもありますが、そこの価格との比較というのはどのくらいかお分かりであれば教えていただきたい。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

今回の鑑定価格の算定に当たっては、ここ10年ほどの取引を事例に鑑定価格の算定がなされております。法務局とふくとぴあの建設が以前ございましたけども、その運営については福津市の事業になりますので、こちらではお答えしかねるところです。

○江上議長

中村議員。

○中村議員

私なりに理解しているのは、ふくとぴあと法務局等の土地の価格とですね、かなりの差があると聞いております。そこで、地権者等は納得しないということなんですが、それでもここ 10 年の鑑定士の判断で今後は進めていくということでおろしいですかね。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

公共事業における用地の購入は鑑定価格でやりなさいというように提要に書いてあります。実際にはですね、ふくとぴあ購入時よりも、公示価格等は、その当時と比べますと 60%台というふうに落ちております。実際にふくとぴあの価格からすると、地権者の方々は当時の価格ということで求められておりますけども、鑑定価格としては、現在そこまでは伸びきらないというところが実情でございます。

○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようでございますので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 4 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 4 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 5 号議案「令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

議案書 5 ページ、第 5 号議案について説明いたします。

第 5 号議案 令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計予算について

令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子  
内容については、次長兼総務課長の榎が説明いたします。

## ○江上議長

榎次長兼総務課長。

## ○榎次長兼総務課長

次長兼総務課長の榎でございます。よろしくお願ひいたします。

別冊の予算書によりまして、説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億5,266万円と定めるものです。前年度当初予算に比べまして、1億4,158万8,000円の減額しております。

第2条は、地方債でございます。4ページをお願いいたします。

第2表地方債の表です。起債の目的、限度額等を表示しております。消防ポンプ自動車1台購入による更新事業、及び人員輸送車の改造事業を計上しております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、対前年度比486万2,000円を減額し、19億5,436万7,000円を計上しております。宗像市の負担金総額につきましては、対前年度比4,965万9,000円減の10億6,590万3,000円でございます。福津市の負担金総額につきましては、対前年度比4,479万7,000円増の8億8,846万4,000円としております。構成市の負担金総額の主な増減理由でございますけども、基準財政需要額が算定根拠となる消防費負担金におきまして、福津市の人団増等に伴いまして、その負担割合が増減したことによるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。中段の7款諸収入、2項雑入、1目雑入につきましては、対前年度比78万5,000円を増額し、2,128万4,000円を計上しております。主なものにつきましては、通信指令業務の共同運用に係る福岡都市圏共同事業基金助成金367万6,000円、デジタル無線整備事業に係る福岡県市町村振興協会助成金1,562万7,000円となっております。

続きまして、8款組合債は、対前年度比1億2,450万円を減額し、4,470万円を計上しております。福津消防署配置の消防ポンプ自動車1台の更新と、人員輸送車の改造に係る財源でございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。歳出でございます。1款議会費につきましては、185万6,000円を計上しております。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、対前年度比1,211万7,000円を増額し、4,729万2,000円を計上しております。主な増減理由につきましては、細目3総務一般事務費、次ページでございますけども、17ページ、説明欄の上段、12節委託料におきまして、改正個人情報保護法対応支援業務委託料でございますけども、令和5年度に改正個人情報保護法が適用されることに伴いまして、個人情報保護制度は、全国共通ルールと規定されることになります。同制度の円滑かつ適正な対応に資するため、情報の洗い出し、個人情報のファイル化、あるいは例規整備など、当該業務の支援に係る委託料といたしまして、550万円を計上しておるところでございます。

次に、その下の定年延長関連例規整備支援業務委託料でございますけども、令和5年度から、2年ごとに1歳引き上げられます定年延長におきまして、役職定年制、勤務条件や給与など、条例の制定や改正等の環境整備をする必要がありますので、その支援業務委託料といたしまして132万円を、あわせて、定年延長等に伴います人事給与システムの改修委託料といたしまして、348万7,000円を計上していることによるものでございます。

次に、下段の2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、対前年度比756万7,000円を増額し、1,037万円を計上しております。主な増減理由につきましては、次ページ、18ページ、19ページをお願いいたします。19ページ、説明欄中段、細目2公共施設等総合管理計画策定費におきまして、公共施設等総合管理計画策定業務委託料といたしまして372万9,000円、消防署所適正配置調査

業務委託料 451 万円の計上によるものでございます。事務組合が有しております施設の管理に関して、基本的な方針とする公共施設等総合管理計画の策定に向けましては、公共施設等の撤去に関する事業費に対します起債の特例措置の活用を図ることを可能とすること、また、消防本部を始めとした消防署所の適正配置についての調査を反映させた計画とすることにしております。

次に、20 ページ、21 ページをお開きください。2 款総務費、2 項監査委員費、1 目監査委員費は、対前年度比 23 万 2,000 円を増額し、66 万 4,000 円を計上しております。主な増減理由につきましては、1 節の監査委員の報酬、それに伴いまして、8 節の費用弁償におきまして、前年度と比べて 8 回分を増やして計上していることによるものでございます。公会計、企業会計の4会計の決算監査、例月の現金出納検査及び消防を含めた課別の定期監査等、多岐にわたる業務の遂行に当たりまして、事前協議や研修など、所要の回数を計上させていただいているところでございます。

次に、22 ページ 23 ページをお願いいたします。3 款衛生費、2 項清掃費、1 目し尿処理場費につきましては、対前年度比 934 万 6,000 円を増額し、1 億 5,566 万 6,000 円を計上しております。主な増減理由につきましては、23 ページ説明欄中段の細目 4 し尿処理場撤去事業におきまして、12 節委託料で、令和 4 年度につきましては、宗像浄化センター用地に係る土地測量業務委託料 2,714 万 2,000 円の計上によるものでございます。

続きまして、4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費につきましては、対前年度比 1 億 5,213 万 7,000 円の減額で、15 億 5,678 万 3,000 円を計上しております。経費の主な内容でございます。また、23 ページの説明欄下段の細目 1 職員人件費におきましては、新規職員の採用などにより、対前年度比 1,805 万円増の 12 億 6,839 万 2,000 円を計上しております。令和 4 年度につきましては、新規採用職員 6 人、現職員 141 人、再任用職員 6 人、任期付職員 1 人の 154 人体制を予定しているところでございます。

次に、30 ページ、31 ページをお開きください。説明欄上段の細目 11 消防車両維持管理事業費につきましては、対前年度比 4,799 万 4,000 円増の 6,319 万円を計上しております。主な増額理由につきましては、説明欄中段の 14 節工事請負費で、水難事故等における資機材のスペースを確保するため、人員輸送車の改造にかかる経費 140 万円、17 節備品購入費で、更新に伴う消防ポンプ自動車 1 台の購入費 4,734 万 6,000 円の計上によるものでございます。本日配付しております第 5 号議案関係資料消防ポンプ自動車整備事業を参照してください。消防ポンプ自動車につきましては、福津消防署に配置するものでございます。

続きまして、細目 12 通信機器整備事業費につきましては、対前年度比 316 万 4,000 円増の 1 億 2,292 万 1,000 円を計上しております。主な增加理由でございますけども、12 節委託料で、電波法に定められました 5 年に 1 度の定期検査が生じることから、消防救急デジタル無線設備の保守点検料におきまして、前年度比 260 万 9,000 円増の 1,279 万 3,000 円を計上しているところでございます。

次に、32 ページ、33 ページをお願いいたします。説明欄中段の細目 15 救急業務高度化推進事業費につきましては、さらなる救急業務の充実に向けまして、特に令和 4 年度から、宗像水光会総合病院と連携いたしまして、救急ワークステーション研修を実施することとしております。12 節委託料、救急救命士等研修委託料を始めとして、全体の所要経費 329 万 4,000 円を計上しております。

次のページ、34 ページ、35 ページをお願いいたします。細目 20 消防本部庁舎等更新事業費につきましては、対前年度比 1 億 8,324 万 1,000 円減の 40 万円を計上しております。令和 4 年度につきましては、主に造成工事費などを計上する予定としておりましたが、補正予算第 4 号におきまして、土地購入費、埋蔵文化財調査委託料などを繰越させていただいております。土地購入の交渉を継続していくために、令和 4 年度当初におきましては、草刈委託料、土地借上料を計上しているところでございます。今後、土地購入の状況や文化財調査の期間を踏まえながら、改めてスケジュールの精査、調整を行い、造成工事費等の所要の予算を提案させていただきたいと考えておるところでございます。

35 ページ中段の 5 款公債費につきましては、消防部門における通信機器等の施設整備や、消防車

両等の購入のために、借入れた組合債の償還元金と利子でございます。対前年度比 1,857 万 6,000 円の減で、2 億 5,462 万 2,000 円を計上しております。

歳入及び歳出予算に関しましては、説明は以上でございます。

なお、36 ページから 47 ページまでは給与費明細書、48 ページ、49 ページには地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、第 5 号議案 令和 4 年度宗像地区事務組合一般会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○江上議長

それでは、本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。中村清隆議員。

#### ○中村議員

33 ページの救急救命士と病院の研修というところが先ほど言わされていましたが、どのような内容の研修をされるのか教えてください。

#### ○江上議長

永島消防長。

#### ○永島消防長

消防長の永島でございます。現在、救急救命士の病院実習は、宗像水光会総合病院と和白病院で実施しております。その病院実習を、来年度 4 月 1 日からの目標で、救急ワークステーションという銘をうって、救急救命士と救急隊を、水光会病院で 1 日 8 時間研修をさせるようにしております。

内容につきましては、1 隊を 1 日 8 時間の 4 日、32 時間の実習を考えております。救急救命士には、2 年間で 48 時間の病院実習が義務づけられておりますので、その内容もクリアできます。また、メリットとしましては、心肺停止状態や集団救急などの災害が発生した場合には、救急車にドクターが同乗して、現場に臨場していただくというのも可能になると思われますので、そういうことも含めて、よりよい住民サービスの向上に向けて、このプランを考えておる次第でございます。以上でございます。

#### ○江上議長

他にございませんか。戸田議員。

#### ○戸田議員

19 ページになります。財産管理費のところになりますが、委託料ですね、先ほどのご説明で、公共施設等総合管理計画策定業務委託料、それともう一つ、消防署所適正配置調査業務委託料、それぞれ、公共施設等は長寿命化だとかいろいろな内容が入ってくるのかなと思うんですが、もう少しこの業務の委託内容についてですね、お伺いしたいと思います。

#### ○江上議長

榎次長。

#### ○榎次長兼総務課長

公共施設等総合管理計画でございますけども、実際に事務組合が有しております施設に対して、どのようにしていくのか、中長期的な観点からの部分になります。説明で申し上げたとおり、施設の撤去や廃止、そういうところも想定されますので、先ほど地方債の特例措置として、除却債という

のがございますけども、その除却債を借りる前提として、こういった総合管理計画というのを、きちっと位置づけする必要というのがございます。

それともう一つ、消防署所と公共施設等総合管理計画というのは、二つに分けておりますけども、ある意味セットになった形で、計上させていただいております。今後は宗像の消防本部を始めとして、消防署所をどのように、適正配置というのをまず調査をさせていただきながら、総合管理計画の中に反映させるということで考えているところでございます。以上でございます。

○江上議長

戸田議員。

○戸田議員

公共施設のほうは大体わかりましたが、消防署の適正配置の問題なんですけど、現実的には今の福間の消防署をどうしようという話が、現在進行形でいってるので、この適正配置の計画ができる、正しい適正な位置っていうことが、これで報告としてまとめられると思うんですけど、それとの関連性っていうんですかね、そこはどういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○江上議長

永島消防長。

○永島消防長

消防署所の適正配置業務委託について、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、一般財団法人の消防防災科学センターのほうに依頼をするというふうに考えております。このセンターは、消防大学校の敷地内にありますて、一般的には、地域防災計画のマニュアルの業務支援とか、消防力の適正配置を含めた、各支援業務を行っている業者であります。その内容につきましては、総務省消防庁が定めており、私どもが今進めております、消防力整備計画に基づいて今のところに配置をしていったわけでございますので、当然、市街地に消防署を設置するというようなことをまずは基本に考えて、あとは、現場到着時間につきましては、特に、延焼危険が非常に高くなるというのは影響がありますので、消防車の放水開始時間とか、木造の密集地域の延焼危険の大であるところとか、そういったところを考慮されて、福津消防署も含めて全体的にですね、宗像消防署本署の位置も含めた中での適正配置を依頼しようと考えております。以上でございます。

○江上議長

戸田議員。

○戸田議員

つまり、この調査業務の結果を受けて、本当に適正な配置がどうかっていうことを再度きちんと総合的に見直して、進めるということでおろしいでしょうか。

○永島消防長

はい。

○江上議長

他にございますか。末吉議員。

## ○末吉議員

関連でですね、今のご答弁を聞いておりますと、何年前かに、宗像の消防署の体制が2署体制ということで構築したと思うんですね。当然、その背景はやっぱり宗像地区の宗像福津において、いわゆる消防力を、効率的に發揮していくための配置が提案されたというふうに私は理解しているんですけども、今消防長のご説明によりますと、今後の消防署所の適正配置計画を調査委託するんだということになりますと、今まで総合的に検討てきて、今の体制と配置をしてきたことに対する、住民に対する説明が非常につきづらくなりますよね。この調査委託で、本当に今後、何をアウトプットとして得ようとするのか、説明が私は必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、それはいかがでしょうか。

## ○江上議長

永島消防長。

## ○永島消防長

これまでの配置につきましては、現場到着時間も当然含めた中で、直線距離を元に配置をしてきたというふうに私は考えております。ですので、今現在は福津市宗像市でございますけども、当初は四町一村から始まってですね、全体的に網羅できるように、まずは、宗像消防署と福津、当時は福間分署でありますけど配置されて、あとは人口増加等々、団地の造成も含めて、新たに赤間出張所それから津屋崎・玄海出張所が出来たかと思っております。今回につきましては、先ほど申しましたように、専門家の目で、まず発生状況から、建物の状況、地域性を求めた中で、より専門性の高いデータが計上されたうえで、総合的に判断されるというふうに考えておりますので、そういう数字を基に、適正配置についてご意見をいただこうというふうに考えております。以上でございます。

## ○江上議長

末吉議員。

## ○末吉議員

そういう論点だとですね、既に消防2署体制をとって、今新たに福津消防署を移転させようという計画が現在進んでいるわけですね。じゃあ、両市の住民に対して、この移転計画の妥当性を、この調査業務委託の中で、今まで直線的に配置について検討をしたけども、よりデータとして整備するんだという、その意義はわかりますけども、既に移転計画はもう用地買収まで含めて進んでるわけですね。何か順序が逆になってくるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。その辺については、やはり消防署の今後の将来にわたる計画ですから、その計画に基づいて、配置計画あるいは移転計画等は発生てくるというふうに思うんですね。この順序がちょっと違うのかなというふうに感じると、どうも先ほど言われた消防大学校の運営というか研究というか、そういうものを確保するために、各消防に、こういう費目の調査業務委託費をお願いしてんじやないかなというふうに、疑いたくなるようなですね、調査の中身ではないかなというふうに感じるんですけども。

## ○江上議長

永島消防長。

## ○永島消防長

まず、消防防災科学研究センターにつきましては実績としまして、国が推進をしております消防

の広域化のところに、非常に活躍されてある業者でありまして、福岡県におきましては、久留米広域がそちらに発注されて、大川市等も含めた広域化を進められております。そういう実績に基づいて考えておりますし、福津消防署につきましては、議員の皆様ご存じのとおり、福津市の急激な人口増加に伴いまして、救急件数が非常に多くなってまいりました。そちらの方でまずは、署に格上げをして、急遽救急隊1隊を増隊させていただきまして、また職員の活動の安全を図る上で指揮隊を創設しております。これは署に格上げした上で、国の指針に基づいて設置をしております。また救助隊も必要になってまいりますので、タンク車には救助資機材を搭載して、今現状活動しているわけでございます。そちらのほうが早く動いたということになりますので、それに伴って、今度は福津署の事務所、仮眠室が狭いというところとか、訓練場所の敷地の問題で十分な訓練が出来ないとか、そういうことも含めて現在、別地に移転という方向に進んでおります。その中で、今度は宗像消防署がその位置で適正かどうか、赤間出張所、津屋崎・玄海出張所の位置が適切かどうかとも含めて、庁舎も老朽化してまいりましたのであわせて、適正配置の業務委託をしようというふうに、庁舎等の検討委員会で決定をしております。以上でございます。

○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第5号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第5号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、会議室の換気のため休憩とし、再開は午前11時15分といたします。

(休憩)

○江上議長

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第9 第6号議案「令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

議案書の6ページ、第6号議案について説明します。

第6号議案 令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について  
令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。  
令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子  
内容については、次長の榎が説明いたします。

#### ○江上議長

榎次長兼総務課長。

#### ○榎次長兼総務課長

それでは一般会計と同様に、別冊の予算書にて説明をさせていただきます。

急患センター事業特別会計予算の1ページをお開きください。歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,233万6,000円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べまして、119万2,000円の減額としております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款診療収入は、対前年度比1,603万2,000円増額し、6,881万円を計上しております。診療収入につきましては、令和3年度4月から12月までの診療収入実績額の月平均をベースに、令和4年度診療収入額を算定しているところでございます。今後の新型コロナウイルス感染症の見通しにつきましては、引き続き不透明な状況が続くものと想定をしながらも、国等の動向、あるいは受診者数の推移に注視しながら、所要の対応を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2款分担金及び負担金につきましては、対前年度比1,654万4,000円を減額いたしまして、1億9,220万4,000円を計上しております。減額の主な理由につきましては、診療収入の増加によるもので、経常費負担金を減額しております。経常費負担金の内訳につきましては、宗像市が対前年度比1,200万円減の1億840万2,000円。福津市が、対前年度比454万4,000円減の6,940万円としております。

次に、5款諸収入、2項雑入につきましては、対前年度比32万1,000円を増額し、32万2,000円を計上しております。これにつきましては、保険医療機関を対象としたとして、社会保険診療報酬支払基金が設置いたします、医療情報化支援基金を活用いたしまして、受診者の資格確認等に係るシステム整備費に対する補助金32万1,000円の増額によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款急患センター運営費につきましては、対前年度比119万2,000円を減額し、2億4,593万4,000円を計上しております。11ページの説明欄上段、細目1急患センター管理運営事業の主な支出内容につきましては、12節委託料を対前年度比284万7,000円減額し、2億3,949万6,000円を計上しております。急患センターの管理運営につきましては、宗像医師会へ委託しているところでございますけども、委託料減額の主な要因といたしましては、開所日数の年次変動による医師等の人工費の変動によるものでございます。

次に、17節備品購入費を、対前年度比237万6,000円増額し、247万6,000円を計上しております。増額の理由といたしましては、11年使用しております心電図検査装置の更新に係る購入費176万円と、オンライン資格確認の導入に向けて必要となるパソコン等の購入費61万6,000円によるものでございます。これは、歳入で説明いたしました、医療情報化支援基金を活用した事業で、補助上限額32万1,000円の交付を見込んでいるところでございます。2款公債費につきましては、急患センターの移転事業に伴いまして、平成9年度及び10年度の起債に対する償還元金と利子1,440万2,000円を計上しております。

次に、12ページ、13ページにつきましては給与費明細書を、14ページ、15ページにつきましては、地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上で、第6号議案 令和4年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。戸田議員。

○戸田議員

8ページの歳入の外来収入は、前年に対して、およそ130%ぐらいの伸びということで、外来は増えますよということだと思うんですが、そのことですね、11ページの歳出ですね、説明の項の真ん中のところ委託料、急患センター管理委託料、医師会に委託するよと。今のご説明では、ドクターの変動要因で、ここはマイナスという、この関係がちょっと理解出来なかつたんで、ご説明をお願いします。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

歳入の診療収入につきましては、いらっしゃる患者さんの増加によるものでございます。委託料のほうはですね、開所日数、1年間に開く日数ですね、休日等が、令和3年度よりも令和4年度のほうが、祝日の日数が2日ほど変わっておりますので、それで開所時間が少なくなりますので、その部分での減ということになります。以上です。

○江上議長

戸田議員。

○戸田議員

委託料のところはそういうカレンダーの関係で、開所が減るからっていうことで、理屈で言うと、開いてる間に来る患者さんの度合い密度は、令和3年よりも濃くなるよという理解の仕方でいいんですね。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

令和3年度に令和2年度よりも伸びを示しておりますんで、令和4年度はその伸びを見込んだところで当初予算を計上させていただいて、令和3年度の状況で令和4年度の予算を組ませていただいてるということでございます。

○江上議長

他にございませんか。末吉議員。

○末吉議員

単純に考えますとですね、昨年の令和3年度の受診者の伸びを前提に収入増という形になってますよね。昨年度予算ですかね、いわゆる診療抑制がかかって、診療収入が減額になったために、いわ

ゆる補正しましたよね、それぞれの両市から負担してですね。第5波までの感染状況に比べて、現在の第6波っていうのは、いつ終息するかわからない、高止まりになるんじゃないかなっていうふうに当面言われているんですけども、昨年度よりも収入が増えるというこの設定そのものが、非常に疑問に思うんですよね。そういう意味で、昨年12月から特に1月までのね、受診者の減少幅っていうか、そういったものも勘案して、診療収入については、その伸びを考えるべきではなかったんかなあとというのが1点。

もう1点はですね、私も何度か急患センターを利用したことあるんですけども、これだけ感染拡大が続きますとね、この急患センターそのものの安全性というか、一般的には、発熱して、体調悪くしてこられる方も実際中にはおられると思うんですね。そうしたときに、急患センター内の動線だとか、あるいは問診する時の設備の状況、こういったものに対する予算が、計上されて来なかつたかなっていうふうにちょっとイメージとしては思っているんですけども、一般的には、例えばそういう感染者が中に紛れて入ってもね、急患センターの従事者のドクターも含めて、影響を及ぼさないような診療体制、例えば減圧室を設けるだとか、あるいは、問診の診察室の体制をね、何らかの機器を使って確保するだとかですね、そういうことが検討されてきたのかどうかということだけ、まずお聞きしたいと。

#### ○江上議長

榎次長兼総務課長。

#### ○榎次長兼総務課長

1点目につきましては、あくまでもコロナ禍というところでの不透明な状況というところでございます。増えたというのは昨年度の当初予算に対してということでございます。現状としては、令和3年度の実績ベースをというところで算定をさせていただいているところでございます。先ほど前年度比というようなことで、増額ということでございますけども、やはりコロナ前と比較すれば、段違いに診療収入のほうは少ないというようなところでございますし、今後、それこそ第7波、第8波というところの状況というのは、私どものほうも、現状としては見込みがなかなか難しいなというところでございますので、令和3年度の実績額というところで算定のほうをさせていただいております

もう1点目の部分で、急患センターでの対応策というところでございますけども、令和2年度に発熱外来ということで、急患センターの前にプレハブを設置させてもらって、発熱者に関しては、いわゆる動線というのを、別にした対応策もとっておりますし、やはり宗像医師会のほうに委託しておりますので、そういったところは敏感に対応策というのは取っているようなところでございます。以上でございます。

#### ○江上議長

他にございませんか。中村清隆議員。

#### ○中村清隆議員

8ページ、9ページのですね、5款2項1目1節のですね、オンライン資格確認等関係補助金について、この目的はどういったものに使えるのかっていうところと、先ほど11ページのほうでも心電図の更新ですかね、に使えるのではないかということをなんか言われたようなところですが、それが、本当かどうかちょっとお願いします。

#### ○江上議長

堤事務局長。

## ○堤事務局長

オンライン資格取得関係の補助金でございますけども、顔認証つきのカードリーダーや、資格確認端末のPCの導入、レセプトコンピュータの改修等を行うことによって、オンラインで健康保険証の資格確認を行うことができる仕組みでございます。いわゆるマイナンバーカードの保険証利用ですが、従前の健康保険証でもスタッフが記号番号を入力することによって資格確認が可能になるものでございます。それと、心電図の件でございますけども、心電図の方はですね、このオンライン資格とは別にですね、全額単費で購入する予定でございます。以上です。

## ○江上議長

中村清隆議員。

## ○中村清隆議員

このオンライン資格の保険証の読み取りっていうのがですね、やはり、受付をすると分かるんですけど、たくさん窓口に来られたらですね入力ミスとか漏れがあってですね、後で確認するのは大変なので、この機械を入れるとですね、だいぶ事務作業が楽になるのかなというのは思っております。それから、11ページの心電図を単費でということですが、この心電図装置の耐用年数というのは何年ぐらいですか。

## ○江上議長

提事務局長。

## ○堤事務局長

法定の耐用年数は6年となっておりますけども、使える間使うということで、現状の心電図は11年使っております。以上です。

## ○江上議長

中村清隆議員。

## ○中村清隆議員

約2倍の年数ですね、活躍されたということですが、医療機器等もですね、日進月歩でですね、どんどんいいのが出てきておりますので、やはり耐用年数を迎えたときにですね再度見直す这样一个ところが必要かなと思っております。今回の心電図、新しく購入するものというのは、今あるものと比較してどういった機能が違うとか、そういうことがあれば教えてください。

## ○江上議長

堤事務局長。

## ○堤事務局長

プラスでどういった機能があるかということは、把握しておりません。

## ○江上議長

他にございませんか。

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので討論を終結します。

これより、第6号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第6号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部入れ替えのため暫時休憩といたします。議員の皆様は着席のままお待ちください。

(休憩)

○江上議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 第7号議案「令和3年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第7号議案について説明いたします。議案書の7ページをお開きください。

第7号議案 令和3年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

令和3年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

補正予算書1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ531万9,000円を減額し、総額を8,847万5,000円とするものでございます。第2条は債務負担行為を計上するもの、第3条は地方債を変更するものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為です。北九州市への水道事業包括業務委託費について、限度額733万6,000円、水道賠償責任保険について、限度額7,000円。期間は令和3年度から令和4年度までです。令和4年4月1日からの業務に対応するため、今年度に契約を行うものでございます。

5ページは地方債補正です。福津市下水道課に委託して行っております水道管布設替工事の減額により、補正後の限度額を6,480万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきまして、事項別明細に沿って説明いたします。まず歳入の説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。

2款分担金及び負担金、1項1目1節水道利用加入金は、補正前の額1,000円に、32万9,000円を増額し、33万円とするものです。今年度加入申込みが1件ありましたので、増額補正するものでございます。3款繰入金、1項1目1節、福津市繰入金は、補正前の額1,333万6,000円に855万2,000円増額し、2,188万8,000円とするものです。補正による収支の変更に伴い、福津市繰入金を増額補正するものでございます。6款組合債、1項1目1節本木簡易水道事業債は、地方債の補正での説明のとおり、補正前の額7,900万円から1,420万円減額し、6,480万円とするものです。

次に、歳出の説明をいたします。12ページ13ページをお開きください。1款総務費、1項1目12

節委託料の包括委託料、需用費は、補正前の額 394 万 4,000 円に 150 万円増額し、544 万 4,000 円とするものです。配水管の漏水修理が想定以上に発生したことから、修繕費の不足が見込まれるため、増額補正するものでございます。2 款事業費、1 項 1 目 12 節委託料の下水道共設委託料は、補正前の額 7,271 万 9,000 円から 635 万 9,000 円減額し、6,636 万円とするものです。福津市下水道工事にあわせて、水道管布設替工事を委託しているものですが、執行残が見込まれるため、減額補正するものでございます。

また、測量設計業務委託料、14 節工事請負費の配水管布設工事費につきましても、執行残による減額補正となっております。

以上で本簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

#### ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。横山議員。

#### ○横山議員

歳出 13 ページですけど、今簡易水道のですね、漏水が非常にみられたということでございますけど、例えば、月々の担当になるのか、組合でどういうふうにされてるかわかりませんけど、その水道の漏水点検とかですね、そういうものをどのようにやっているのかということで、未然に 1 年間もかけて、防げるような、少なくするような方法というのを今考えられながらされているのか。結局、無駄な水を、要するに税金で払っているという話ですので、この改善点があるんだったら、聞かせていただきたい。

#### ○江上議長

吉田経営施設課長。

#### ○吉田経営施設課長

漏水の点検につきましては、本木地区に関しては、現在行っていない状況でございます。一応現場で漏水等が見受けられたときに随時対応しているのが現状でございますけども、水道事業においては漏水調査をかけながら、水の確保を行っているのが現状でございます。以上でございます。

#### ○江上議長

横山議員。

#### ○横山議員

下水道事業のほうは、福津市のほうになるので、どういうふうに取り組みしてるかわかりませんけど、当番制とか、多分その組合で何かこうあるはずと思うんですよね。で、漏水したから、その当番の人が工事に行くという話だと思うんですけど、この漏水をなくさんことには、結局、税金の漏れになってしまうので、何かそこの改良を見つけていただいて、宗像市福津市、両業者さんがおられますのでね。だから 3 か月に 1 回だとか、半年は長いのでね、やっぱり本当はひと月に 1 回ぐらいがいいんでしょうけどね、そういうようなことを考えられながらですね、やはり、この水を無駄にするということは、税金を捨てるということですね、少しここは考えていただければと思います。答弁ができればお願いします。

#### ○江上議長

吉田経営施設課長。

## ○吉田経営施設課長

一応、今下水道の本管のほうに力を入れているのが現状でございまして、下の工事のほうでも上げておりますけれども、福津市の下水道課に、下水道工事と一緒に水道管のやり替えをお願いしております、今年度1,600m入れ替えをしております。向こう2か年で、下水道を入れるところに関しては、本管のほうを全てやりかえて、漏水を止めていきたいという考えですので、宅内とのつなぎのところは全部やりかえるというような形になろうかと思いますので、そのところでまた、状況を把握していきたいと考えております。

## ○江上議長

他にございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようでございますので質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので討論を終結します。

これより第7号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第8号議案「令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第8号議案について説明いたします。議案書の8ページをお開きください。

第8号議案 令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第2号)について

令和3年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

補正予算書の1ページをお開きください。まず、第2条につきまして、予算の第2条に定めた、業務の予定量の4、主要な建設改良事業 拡張事業(施設整備費)を6,823万9,000円に改めるものでございます。第3条につきましては、予算の第3条に定めた収益的収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益を、3,094万円増額し、第2項営業外収益を98万円増額しまして、水道事業収益合計で36億771万5,000円とするものでございます。また、収益的支出の第1款水道事業、第1項営業費用を2,650万円増額し、第2項営業外費用を705万円増額しまして、水道事業費用合計で31億5,665万9,000円とするものでございます。第4条につきましては、予算の第4条に定めた資本的収入の第1款資本的収入、第2項負担金及び寄附金から7万4,000円を減額し、第4項出資金から10万9,000円減額しまして、資本的収入合計で3億430万円とするものでございます。また、資本的支出の第

1 款資本的支出、第 1 項一般改良費から 3,750 万円減額し、第 2 項拡張事業費から 3,300 万円減額し、第 5 項出資金から 10 万 9,000 円減額しまして、資本的支出合計で 15 億 8,447 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをお開きください。第 5 条につきましては、予算第 5 条に定めた債務負担行為に、3 ページの第 1 表債務負担行為補正の内容を追加するものでございます。北九州市への水道事業包括業務委託の限度額は 10 億 9,781 万 2,000 円、浄水汚泥搬出業務委託の限度額は 546 万 3,000 円、水道賠償責任保険の限度額は 97 万円です。いずれも、期間は令和 3 年度から令和 4 年度まで、令和 4 年 4 月 1 日から業務を開始するために、今年度中に契約を行うものでございます。

6 ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書です。最下段の資金期末残高は 60 億 2,475 万 6,747 円と見込んでおります。

8 ページ、9 ページをお開きください。令和 3 年度末時点の予定貸借対照表を掲載しています。9 ページの下から 5 行目、③当年度純利益は 3 億 6,012 万円 6,307 円と見込んでおります。

続きまして、事項別明細書に沿って、主なものを説明します。10 ページ 11 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入の部、1 款 1 項営業収益、1 目給水収益、1 節水道使用料ですが、3,000 万円を増額し、28 億 6,251 万 2,000 円とするものです。これは、外出自粛が続くなど、水需要が当初見込みより増えたことが主な要因と思われます。3 目その他営業収益、3 節他会計負担金は 344 万円を増額し、839 万円とするもので、消火栓の修理箇所の増などにより、関係市からの負担金を増額するものでございます。支出の部では、1 款 1 項営業費用、2 目配水及び給水費、15 節委託料は、2,900 万円を増額し、3 億 4,084 万 6,000 円とするものです。これは、包括業務委託料のうち、修繕費を増額するもので、漏水等による給排水管の修繕費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

12 ページ 13 ページをお開きください。資本的収入及び支出の部、1 款 1 項一般改良費、2 目取水施設費は 1,000 万円を減額し、1 億 1,793 万 2,000 円とするもの、5 目送水施設費は 1,000 万円を減額し、3,157 万 4,000 円とするもので、入札等により執行残が見込まれるため、減額するものでございます。8 目事務費は、1,600 万円を減額し、1 億 8,411 万 1,000 円とするもので、下水道工事等に伴う配水管移設負担金の減などによるものでございます。2 項拡張事業費、1 目施設整備費は 2,100 万円を減額し、6,823 万 9,000 円とするもの、3 目事務費は、1,200 万円を減額し、1,128 万 8,000 円とするもので、新築に伴う拡張工事の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で、令和 3 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第 2 号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

## ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第8号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

#### ○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第9号議案「令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

#### ○堤事務局長

第9号議案について説明いたします。

第9号議案 令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について

令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

詳細は吉田経営施設課長から説明いたします。

#### ○江上議長

吉田経営施設課長。

#### ○吉田経営施設課長

経営施設課長の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

私から、令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計について、お手元の別冊の予算書に基づき、説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。第2条で業務の予定量を定めています。年間総給水量は1,387万705m<sup>3</sup>、有収水量は1,251万4,124m<sup>3</sup>を予定しております。また、主要な建設改良事業として、老朽化した水道管の布設替等を行う一般改良事業として5億7,863万円、新規の水道管布設等を行う拡張事業として6,262万8,000円を計上しております。第3条、維持管理を目的とした収益的収入及び支出、第4条、施設の建設や更新を目的とした資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書で主なものを説明いたします。

2ページをお開きください。第5条では、債務負担行為について定めています。令和4年度、5年度の2か年で、多礼浄水場電気設備更新工事を予定しております。令和5年度の限度額は5億1,327万9,000円で、2か年の総額は8億872万円を予定しております。

9ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書です。令和4年度予算期間中の現金収支の予定額を記載しております。末尾の資金期末残高は57億9,761万15円を見込んでおります。

18ページ、19ページをお開きください。令和4年度当初予算を執行した年度末時点の予定貸借対照表です。19ページ資本の部、下から5行目の③当年度純利益は、3億5,303万8,071円を見込んでおります。

続きまして事項別明細書の主なものについて説明いたします。26ページ、27ページをお開きください。収益的収入です。1款水道事業収益は、対前年度比1,090万3,000円を増額し、35億8,599万8,000円を計上しています。1項営業収益、1目給水収益は、ほぼ前年度並みの28億4,661万6,000円の水道使用料を見込んでおります。3目その他営業収益は、下水道料金の徴収事務手数料などで、1億3,614万1,000円を計上しております。

30ページ、31ページをお開きください。収益的支出です。1款水道事業費用は、対前年度比1,766万1,000円を増額し、31億2,465万3,000円を計上しています。1項営業費用、1目原水及び浄水費

は9億9,262万5,000円で、このうち15節委託料は、3億8,327万5,000円を計上しています。主に北九州市への包括委託業務で、委託料、修繕費、動力費などとなってています。また、31節受水量は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で、前年度同額の6億730万1,000円を計上しています。2目配水及び給水費は、2億8,647万5,000円で、このうち15節委託料は、2億7,701万1,000円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託で、委託料、修繕費などとなっております。

32ページ、33ページをお開きください。4目総係費は、4億6,989万8,000円で、このうち15節委託料は、1億5,013万9,000円を計上しています。主に北九州市への包括業務委託で、人件費や諸経費の負担金となっています。また、水道ビジョン及び経営戦略についても中間見直しを予定しております。

34ページ、35ページをお開きください。29節負担金は2億6,263万5,000円で、主に、関係市への派遣職員負担金、北九州市への包括業務委託で、委託料として上下水道料金徴収関連業務などとなっております。5目簡易水道事業費は、大島簡易水道事業の経費1,955万3,000円を計上しております。このうち、15節委託料1,937万7,000円は、北九州市への包括業務委託料となっております。

38ページ、39ページをお開きください。資本的収入です。1款資本的収入は、対前年度比1,613万5,000円を増額し、総額3億461万8,000円を計上しています。3項補助金、1目国庫補助金は、水道施設等耐震化事業などに係る国庫補助金6,150万円を、2目他会計補助金は、簡易水道事業経費に係る宗像市からの補助金1,503万8,000円を計上しております。5項固定資産売却代金2億円は、保有する有価証券入替えのため、売却を予定するものです。

40ページ、41ページをお開きください。資本的支出です。1款1項一般改良費で、対前年度比1億5,959万8,000円を増額し、11億8,843万9,000円を計上しています。4目浄水施設費は、3億245万5,000円で、主に、多礼浄水場電気設備更新工事として、受変電設備等の施設更新となっております。5目送水費9,277万4,000円、6目配水施設費5億7,863万円は、老朽化した送配水管の布設替工事を予定しております。

42ページ43ページをお開きください。2項拡張事業費は、対前年度比3,727万6,000円減の、7,525万1,000円を計上しており、主に、新規の配水管布設工事関連となっております。次に、3項企業債償還金につきましては、前年より493万円増の2億7,455万円を計上しております。6項有価証券取得費2億円は、保有する有価証券の入替えを予定するものです。

事前に、第9号議案関係資料を配布しております。一つは多礼浄水場電気設備更新工事に関するもの、令和4年度の工事予定箇所A3の地図2枚になっております。また、令和4年度北九州市委託分の、予算集計表A4の表3枚となっておりますので、ご参照ください。

北九州市委託分の資料につきまして説明をいたします。水道事業は、10億9,781万2,000円となり、対前年度比4,231万円の増となっております。増額の主な内容は、原水及び浄水費の委託料で、表の中ほどになるんですけれども、貯水池深浅測量業務として、3年に1回行っているダム貯水池内の測量に625万9,000円、その下修繕費で、機能が低下している送水ポンプの修理に、1,815万円などを計上しております。また2枚目の中ほどになりますが、総務費の委託料で、水道メーター取替え時の管理業務量の増などで644万3,000円の増額をしております。続きまして3枚目の資本的支出で、建設改良工事の増による業務量及び事務費の増で、946万8,000円の増額を計上しております。

以上で、令和4年度水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

ただいま、第9号議案の説明が終わったところでございますが、会議室の換気を含め、ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時といたします。

(休憩)

## ○江上議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、第9号議案の説明は終わっておりますので、本案に対する質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので質疑を終結いたします。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第9号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

## ○江上議長

全員賛成であります。したがいまして第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第10号議案「令和4年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

## ○堤事務局長

第10号議案について説明いたします。

第10号議案 令和4年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算について

令和4年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年2月16日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子

詳細は、吉田経営施設課長から説明いたします。

## ○江上議長

吉田経営施設課長。

## ○吉田経営施設課長

私からお手元の別冊の予算書に基づき、説明をいたします。

本木簡易水道事業につきましては、総務省の指導により、令和4年4月から地方公営企業法を適用するため、令和4年度予算から、公営企業会計の予算様式となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。第2条で業務の予定量を定めています。年間総給水量は6万2,830m<sup>3</sup>、有収水量は3万8,786m<sup>3</sup>を予定しております。建設改良事業としまして、老朽化した水道管の布設替6,667万2,000円を計上しております。第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書で主なものを説明いたします。

2ページをお開きください。第4条の2、特例的収入及び支出について定めています。令和4年度

から地方公営企業法を適用するに当たり、令和3年度が打切り決算となり、出納整理期間がなくなることによるもので、当該事業年度に属する債権として整理する未収金を23万5,000円、債務として整理する未払金の金額を344万3,000円としております。第5条では、企業債について定めています。限度額は6,250万円でございます。第6条、一時借入金の限度額につきましては、起債と同額の6,250万円としております。

3ページには、第8条に、他会計からの補助金として、福津市から補助を受ける金額を計上しております、金額は377万1,000円でございます。

9ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書です。ここでは、令和4年度予算期間中の現金収支の予定額を記載しております、最下段、資金期末残高は5,231円を予定しております。

10ページ、11ページをお開きください。令和4年度当初予算計上額を執行した年度末時点の予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ、2億3,385万4,433円を予定しております。

続きまして、事項別明細書の主なものについて説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。収益的収支の収入の部ですが、1款簡易水道事業収益につきましては、2,301万4,000円を計上しています。1項営業収益、1目給水収益につきましては、155万6,000円を計上しております。2項営業外収益は、1,436万3,000円を計上しています。このうち、2目他会計補助金は、福津市からの繰入れ183万円を予定しております。5目消費税還付金は、605万円を計上しています。令和4年度は、建設改良工事に伴う消費税の支払いが大きいため、確定申告により還付が見込まれます。3項特別利益は、令和3年度分の消費税還付金として709万4,000円を計上しております。

18ページ、19ページをお開きください。収益的収支の支出の部ですが、1款簡易水道事業費用は、1,711万5,000円を計上しております。1項営業費用、1目簡易水道事業費は789万4,000円で、このうち、15節委託料は、788万3,000円を計上しています。北九州市への包括業務委託が主なもので、内訳としては、施設管理の委託料、水質検査の手数料、修繕費などとなっております。2項営業外費用、1目支払利息は、96万1,000円を計上しております。企業債利息及び水道会計からの一時借入金に対する利息でございます。

20ページ、21ページをお開きください。資本的収支の収入の部ですが、1款1項企業債、6,250万円を計上しております。

22ページ、23ページをお開きください。資本的支出です。1款1項建設改良費は、福津市下水道課に委託して行う水道管の布設替工事で、6,667万2,000円を計上しております。3項1目企業債償還金につきましては、267万5,000円を計上しております。また、先ほど9号議案で説明しました議案関係資料の令和4年度北九州市委託分の予算集計表の3枚目をご覧ください。本木簡易水道事業におきましては、配水管の修繕費などの増により、212万3,000円の増額となっております。

以上で令和4年度本木簡易水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 10 号議案について採決を行います。本案の原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。従いまして、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長にご一任いただきたいと存じますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、字句、数字等の整理訂正につきましては、議長にご一任いただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしましたので、令和 4 年第 1 回定期例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。